資料１

生活環境の保全等に係る施策の現状と課題

１．現行施策の概要

「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、実施されている主な施策は次のとおり。

（１） 大気環境の保全

ア．自動車排出ガス対策

対策地域外からの排出ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制や自動車 NOｘ・PM 法に基づく事業者指導を実施するとともに、排出ガス性能の良いエコカーの普及に向けた取組みやエコドライブの普及啓発を実施している。

イ．工場等の固定発生源対策

法・条例規制の対象工場に対し、立入検査や燃料の採取・分析等を通じた改善指導を行っている。

ウ．PM2.5、光化学オキシダント対策

PM2.5 や光化学スモッグの原因の一つである揮発性有機化合物 VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組を促進することにより削減している。また、原因物質の広域移流による影響や発生機構の解明に努めている。

エ．アスベスト飛散防止対策

解体工事等における飛散防止対策について事業者指導を行っている。

（２） 水環境の保全

ア．水質汚濁負荷量の削減

法・条例規制の対象工場に対し、立入検査や排水の採取・分析等を通じた改善指導を行っている。また、下水道の整備、高度処理化、合流式下水道の改善、合併処理浄化槽等の普及促進や、汚濁削減の府民啓発などの生活排水対策を行っている。

イ．大阪湾の環境改善

大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）において策定された「大阪湾再生行動計画」により、関係機関が施策を実施している。

ウ．水循環の保全・再生

水源かん養機能の保全・回復・増進や、節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等が行われている。

（３） 地盤環境の保全

ア．地盤沈下対策

地盤沈下観測所での地下水位･地盤沈下量の常時監視、地下水採取事業場に対する指導、地下水採取量の把握等が行われている。

イ．土壌、地下水汚染対策

土地所有者等が行う土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置に対する指導、有害物質を含む地下浸透防止の指導が行われている。

（４） 化学物質の適正な管理

ア．環境リスクの高い化学物質の排出削減

特にトルエンなどの大気中への化学物質の排出を削減する取組みやベンゼンなどの発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出抑制が推進されている。

イ．リスクコミュニケーションの推進

府は、対話の場を設けて、化学物質に係る情報提供、リスクの客観的な評価や府の取組方針の説明等を行うなど、リスクコミュニケーションの推進に努めている。

ウ．残留性有機汚染物質等の適正管理

PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質について、事業者に対し、廃棄物から環境への漏洩がないように適正な管理・処理を指導している。

（５） 騒音・振動の防止

ア． 道路交通騒音対策

低騒音舗装の推進、沿道環境対策やバイパス整備等の交通流対策等を推進している。

イ． 航空機騒音対策

大阪国際空港周辺において、周辺緑地整備、民家防音工事等の環境対策を行っている。

（６） その他共通的事項

ア．環境監視・調査研究

一般環境及び道路沿道における大気質、河川及び海域における水質等、大気、水質、土壌等のダイオキシン類の常時監視が行われている。

イ．環境保健対策及び公害紛争処理

国の委託を受け、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査を実施している。また、苦情の処理を行うとともに、公害に係る民事上の紛争について調停、あっせん等を行う公害審査会の運営を行っている。

２．生活環境の保全等に関する条例に規定されている施策等

別紙のとおり

３．課題

（１） 市町村との役割分担

大阪府では、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、平成 22～24 年度の集中取り組み期間に、希望する市町村に特例市並みの規制権限の移譲を行っている。

法　令　名	主な事務の内容	法定権限を持つ市町村数	H22～24 に移譲を受ける予定の市町村数
大気汚染防止法（生環条例）	規制事務	８	２１
ダイオキシン類対策特別措置法	規制事務	４	２３
水質汚濁防止法（生環条例）	規制事務	１１	１７
瀬戸内海環境保全特別措置法	指定物質排出者の指導	１１	１７
土壌汚染対策法（生環条例）	規制事務	１１	１６
騒音規制法	規制基準設定事務	１１	２５
振動規制法	規制基準設定事務	１１	２５
悪臭防止法	規制基準設定事務	１１	２５
環境基本法	騒音環境基準の地域類型指定事務	０	３３
化管法（生環条例）	PRTR 届出経由事務、化学物質管理制度	０	２１
府生活環境保全等に関する条例	深夜営業等の規制事務	－	２３

権限移譲に伴い、大阪府の果たすべき役割が、市町村への技術的サポート、地域の実情を踏まえた広域的調整などにシフトしてきている。府の役割を明確にし、これまで以上に市町村と連携した施策の展開が求められている。

（２） 規制以外の手法

近年、生活環境の保全等に関しては、事業者等による管理を促進し、排出削減を図る仕組みが採用されてきた。

(例)　・環境管理に関する規格 ISO(国際標準化機構)14000 シリーズ

・有害な化学物質について、事業者が排出量等を国に届出、国がデータ公表をすることを通じて、排出削減を図る PRTR 法

・揮発性有機化合物（VOC）の削減に関する大気汚染防止法の改正（H18）で、「法規制と事業者による自主的取組を組み合わせて施策を講じること」と規定

より効率的な排出削減を図るため、規制以外の手法を拡充する施策の生活環境保全条例へ位置づける検討をする必要がある。

（３） 反応系の環境汚染への対応

大気汚染は、従来、工場・事業場のボイラー、廃棄物焼却炉等や自動車など燃焼系の排気ガスが主たる原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物、粒子状物質が問題となってきた。これらに対する対策が一定程度進んだ結果、環境基準の達成に向

けてさらなる施策の充実強化が求められる項目は、新たに環境基準が設けられた微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントとなっている。この 2 項目は、大気中に直接排出される原因物質によるのではなく、大気中で反応することにより生成される物質の寄与が大きいことが特徴である。

現在、生活環境保全条例第 10 条に規定している大気保全対策は、エネルギーの有効活用で燃焼系の燃料削減を図ることをもって大気環境保全を図ろうとするものであり、反応系の大気汚染対策は考慮されていない。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

平成六年三月二十三日

大阪府条例第六号

第一章　総則

(府の責務)

第三条　府は、生活環境の保全等に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2　府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、広域的な観点から、大気、水質の保全等を図るため、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条　市町村は、生活環境の保全等に関し、府の施策と相まって、地域の特性に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第二章　生活環境の保全等に関する施策

(規制の措置)

第七条　府は、公害の防止に関する必要な規制の措置を講ずるものとする。

(自動車公害防止対策の推進)

第八条　府は、市町村、事業者、府民及び関係機関と連携して、公害の発生がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う公害を防止するための対策を総合的に推進するとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

(大気保全対策の推進)

第十条　府は、事業者又は府民が、その事業活動又は日常生活において、大気の保全に資するよう自ら廃熱を有効に利用し、又は未利用エネルギーを活用することを促進するための指針を策定し、その普及及び啓発に努めるものとする。

(水質保全対策の推進)

第十一条　府は、河川等の浄化機能の維持及び向上、地域の特性に応じた地下水のかん養による水の循環の改善その他の河川等の水質を保全するための対策を総合的に推進するものとする。